

これからの社会保障給付の増加する支出に対し、財政としてどのようにそれに対応するかについて取り得る選択肢は、①税収の配分を変える、②税金を上げる、③保険料を上げる、④利用者負担を上げる又は給付を下げる、の4通りと考えられる。議論の前提として、将来へのつけ回しである公債を増やさないものとする。

社会保障には国や地方の税金が少なからず投入されているが、この部分を更に大きくする選択肢が考えられる。社会保険制度を取っていない子育て分野等には直ちにあてはまる。社会保険制度を取っている医療・介護の場合、費用負担の半分以上を税金とすると、「社会保険制度として保険料を払わない者を排除できるのか」という議論もあるが、日本独特の制度と考えて仮に是とすると、既存の税収の中での配分を変更し、社会保障給付費に回すことが考えられる。国の一般歳出の中での社会保障関係費の割合は既に約55%と高いが、それを更に増やそうという案である。わが国の財政の現状で、社会保障以外の費目に回している割合が諸外国と比べて高いと考え、他の事業分野、例えば公共事業を取るか社会保障を取るかといった選択を求めるものである。

税収の配分を変えられない、という場合には、税率の引き上げ等税収の増加を目指す選択肢が考えられる。景気の上昇により税金の自然増収により税収を増やす、というのもこの選択肢に含まれる。公共事業費にいくら税収をつぎ込んでもごく短期的にはともかく、長く景気が上昇することはなくなった、というのが歴史の教えるところである。とすれば、どの税金を上げて増収を計るかが検討されるべきであろう。主な税目である消費税、所得税、利子課税、相続税のそれぞれについて、若干の考察を試みよう。

消費税は景気に左右されず安定的に税収が得られること、税の負担感が直接税よりも低い場合があること、諸外国に比して日本では間接税の比率が低いこと、等からこの税目が選ばれて現在引き上げ中である。ただ、低所得者にもかけられることから逆進性がある。また、これまでに投入してきた税収をそのままにしつつ、消費税増税による増収を社会保障に回さないと、他の費目に使われる税の肩代わりになる可能性があると考えられる。

次に所得税である。所得格差の拡大が問題とされる今日、所得税の累進性（所得が高くなれば税率も高くなる）の強化についてもっと議論すべきと考えられる。1997年までは累進税率が高かったのがそれなりの税収があったが、1997年に消費税の3%から5%への引き上げの際に、時の政権は累進性を弱めてしまった。消費税の引き上げで税収が下がったように言われるが、所得税収の減少が大きかったのではないか。最近、税と社会保障の一体改革で最高税率が5%ポイント引き上げられたが、さらに引き上げて行くべきであろう。

株式配当等の利子課税は他の所得と分離されて課税されているため、高所得者の累進課税の例外となっており、従来から問題とされる課税方法である。分離課税を止めて、他の所得と合算して累進税率を掛けることによって所得税収の増加が見込まれよう。

相続税は税と社会保障の一体改革で若干税収増を図ったが、諸外国に比べて課税対象者

が少なく、税率も高くないのは引き続き問題である。個人の才覚で所得が高く累進課税の下でも蓄えた資産の相続にどの程度課税するかは、十分な議論が必要であると考えられる。併せて述べれば、100歳の人でも老後の安心のために貯金するのが日本人だ、ということも考慮すべきである。税金が半分入った基礎年金を給付して全老人に安心を与える代わりに、その人が亡くなったら遺産から戻してもらうという発想にとどまらず、もっと薄く広く相続財産から社会保障財源に還元してもらうことも考えるべきであろう。

3番目の選択肢は社会保険方式で財源を集めている制度について、保険料を引き上げて給付の維持又は引き上げを計ろうとする選択肢である。しかし、高齢者の保険料負担を上げようとする、所得格差の大きい高齢者層のうち低所得の高齢者の生活を脅かす恐れがある。一方、現役世代の保険料負担を増やすと、一般には受給機会の多くない現役世代から大きな不満が起こり、子育てにも影響を与えかねないという問題がある。また、社会保険における企業（事業主）負担の割合は、わが国は諸外国に比して高くないので、保険料における企業の負担割合の増加は検討に値しよう。

最後に考えられるのは、利用者負担の増又は給付の減である。サービスの内容に比してかかる費用の高い社会保障給付があれば、給付の減少を考えるべきであろう。例えば、介護療養型医療施設でほとんど医療が行われていないにも関わらず介護施設に比し多額の報酬が支払われている。社会保障給付の適切性は常に検証されていかなければならない。その一例として、2005年10月から介護施設入所者の食費・居住費は在宅時と同様の負担が課されるようになった。

社会保障は世代を超えての連帯の制度であり、損得に基づき自分の積み立てを自分でとりくずしていく制度ではないという前提の上に、「国民が保険料や受給時に義務として負担し、権利として受ける給付として同意できる」範囲を常に考えていかななくてはならない。改革によってそれ以上の給付削減を行い、国民にすこやかで安心できる生活を保障することができなくなるとすれば、そうした改革は行ってはならないであろう。